



山形県公報

平成15年4月11日(金)
第1430号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

包括外部監査契約の締結.....	(新行財政システム推進課) ...	498
あらたに生じた土地の確認.....	(市町村課) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....	(最上総合支庁福祉課) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(同) ...	499
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....	(置賜総合支庁福祉課) ...	同
指定居宅サービス事業者の指定.....	(同) ...	同
昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正.....	(農業技術課) ...	同
土地改良区の役員の退任の届出.....	(村山総合支庁農村計画課) ...	500
土地改良区の役員の就任の届出.....	(同) ...	同
土地改良区の定款変更の認可.....	(同) ...	同
市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	同
都市公園の区域の変更.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	502
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ...	504
県道の供用の開始.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	同
道路の区域の変更.....	(置賜総合支庁建設総務課) ...	同
県道の供用の開始.....	(同) ...	505
道路の区域の変更.....	(庄内総合支庁建設総務課) ...	同
同.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	506
同.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	507
一般国道の供用の開始.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	同
県道の供用の開始.....	(同) ...	508
同.....	(同) ...	同
同.....	(同) ...	同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

内水面漁業協同組合別水産動植物の増殖数量.....	同
---------------------------	---

病院事業局関係

規程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程.....511

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(最上総合支庁企画振興課)... 同

正 誤

告 示

山形県告示第359号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成16年3月31日まで総務部新行財政システム推進課において一般の閲覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 契約の期間の始期 平成15年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 伊藤吉明
住所 山形市荒楯町二丁目16番26号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第360号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、鶴岡市長から、同市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地の所在
鶴岡市大字加茂字大崩598番、同市大字今泉字大久保653番23及び同560番2に接する無番地に隣接する公有水面埋立地
- 2 面積
6,901.81平方メートル

山形県告示第361号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社東北福祉サービス 東根市神町二丁目6番8号	指定居宅介護支援事業所 ケアステーション21新庄 新庄市十日町柳原1509-2	平成15.3.31

山形県告示第362号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ダイドー 上山市下生居194番の1地	ケアステーション21 新庄支店(有限会社ダイドー) 新庄市十日町1509-2	平成15.3.28

山形県告示第363号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人松風会 東置賜郡高島町大字福沢705番地1	はとみね荘訪問介護センター 東置賜郡高島町大字高島303番地	訪問介護	平成15.3.31
医療法人社団公德会 南陽市栲塚948番地の1	米沢駅前デイサービスセンター 米沢市下花沢二丁目7番20号	通所介護	同

山形県告示第364号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人米沢清友会 米沢市通町二丁目5番62号	グループホーム ピュアフォレスト 米沢市大字三沢26106番地14	痴呆対応型共同生活介護	平成15.3.28
有限会社三友医療 米沢市相生町7番52号	さんゆうグループホーム ふいりあ 米沢市万世町桑山4660番地	痴呆対応型共同生活介護	同 3.24

山形県告示第365号

昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部を次のように改正する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 2 陸稲の項を次のように改める。
 - 2 削除
- 4 小麦の項を次のように改める。
 - 4 削除
- 6 菜種の項を次のように改める。
 - 6 削除
- 27 オーチャードグラスの項アオナミ(昭和57年)の項を削る。
- 29 トールフェスクの項ケンタツキー 31(昭和57年)の項を削る。

山形県告示366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	庄 司 孝	西村山郡大江町大字藤田466番地

山形県告示367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 正 一	西村山郡大江町大字左沢481番地

山形県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
天童市大字寺津1410番地
- 3 認可年月日
平成15年4月3日

山形県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 寒河江都市計画土地区画整理事業
 - (2) 名 称 寒河江市木の下土地区画整理事業
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第370号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上中央公園の区域を次のように変更し、平成15年4月15日から供用を開始する。

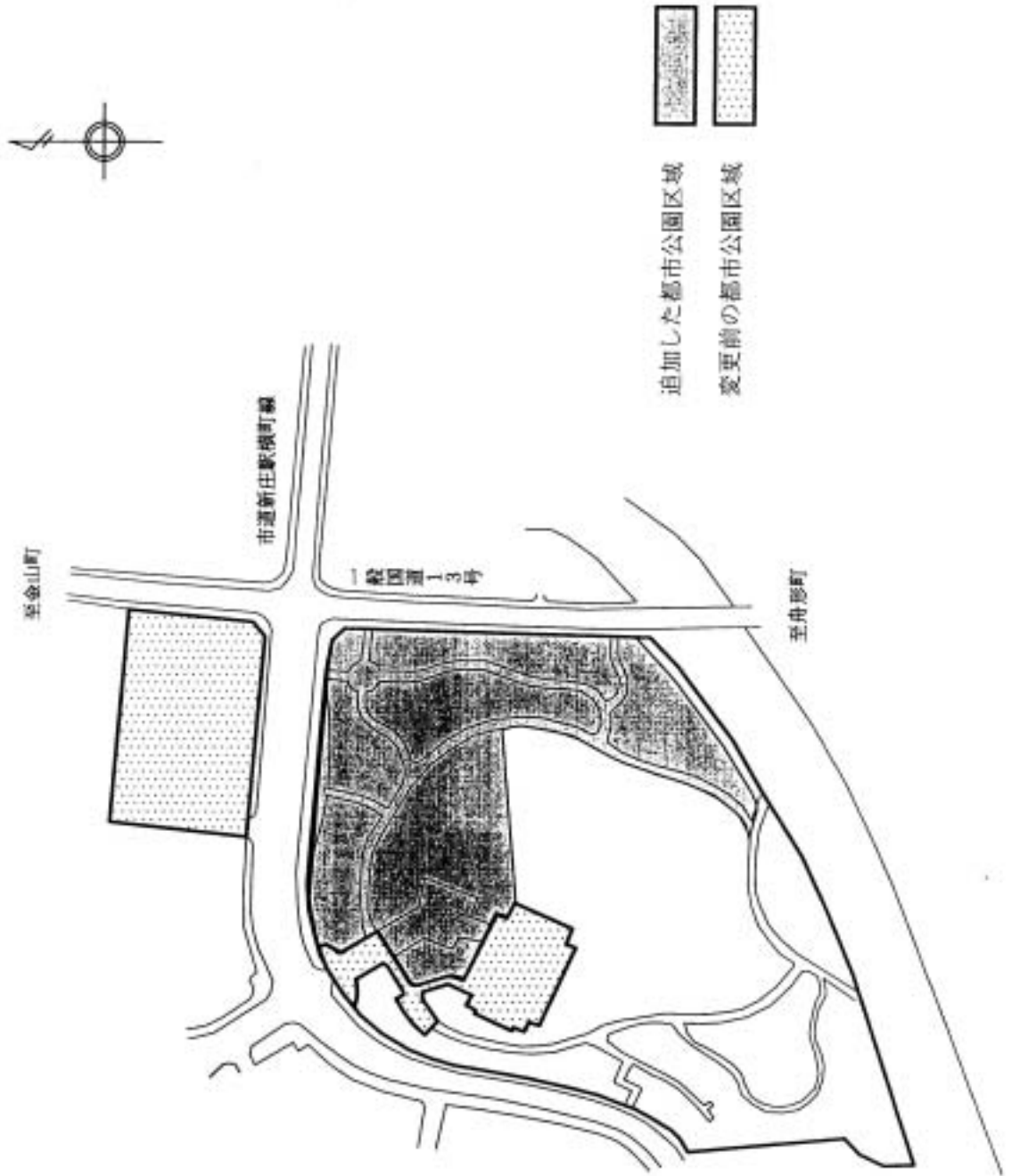
なお、関係図面は、土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課において縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

最上中央公園の区域
次の図のとおり

最上中央公園



山形県告示第371号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた悠創の丘の区域を次のように変更し、平成15年4月15日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成15年4月11日

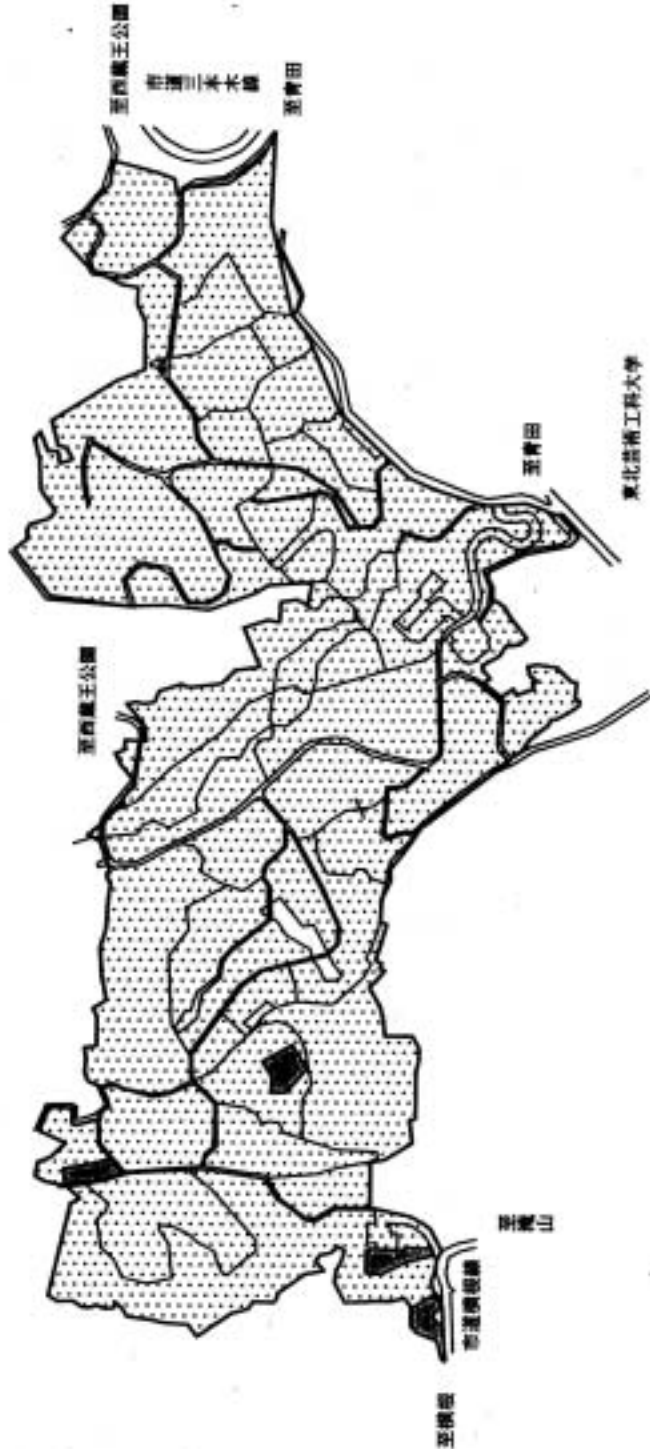
山形県知事 高 橋 和 雄

悠創の丘の区域
次の図のとおり

悠創の丘



 追加した都市公園区域
 変更前の都市公園区域



山形県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字青柳字柳田265番から 同 上柳538番2まで	旧	42.5メートル と 16.0	メートル 774
同 上	新	58.0メートル と 18.8	同 上

山形県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市大字上柳277番2から
同 266番4まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

山形県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 天童市大字寺津字寺元278番から
同 233番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

山形県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 犬川犬川停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字小松字招城西850番2から 同	字西原1779番5まで	旧	22.8メートル と 3.5	メートル 480
同	上	新	36.1メートル と 15.8	メートル 482

山形県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 犬川犬川停車場線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字小松字招城西850番2から
同 字西原1779番5まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

山形県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡朝日村大字大鳥字誉谷316番8から 同	字高岡149番3まで	旧	34.4メートル と 5.2	メートル 489
同	上		38.0メートル と 9.8	メートル 516
同	上	新	38.0メートル と 9.8	同 上

山形県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大字湯野浜字浜泉487番から		旧	12.4メートル	126メートル
同 湯野浜一丁目16番3まで			7.2	
同	上	新	13.0メートル	同上
			10.4	

山形県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
飽海郡八幡町法連寺字茅針谷地51番1から		旧	54.6メートル	170メートル
酒田市大字大豊田字家ノ前114番まで			16.4	
同	上	新	55.0メートル	同上
			16.4	

山形県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡余目町大字堤興屋字中島154番3から		旧	25.2メートル	205メートル
同 265番まで			11.0	
同	上	新	28.0メートル	同上
			11.0	

山形県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田八幡線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
飽海郡八幡町法連寺字茅針谷地141番1から 同	132番1まで	旧	14.0メートル と 8.0	メートル 60
同	上	新	14.0メートル と 8.0	同上

山形県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市大字酒井新田字一番割1番7から 同	字與世田1番1まで	旧	19.2メートル と 18.0	メートル 80
同	上	新	20.4メートル と 18.0	同上

山形県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字湯野浜字浜泉487番から
同 湯野浜一丁目16番3まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

山形県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 飽海郡八幡町法連寺字茅針谷地51番1から
酒田市大字大豊田字家ノ前114番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

山形県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 余目松山線
- 2 供用開始の区間 東田川郡余目町大字堤興屋字中島154番3から
同 265番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

山形県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 酒田八幡線
- 2 供用開始の区間 飽海郡八幡町法連寺字茅針谷地141番1から
同 132番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

山形県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月11日から同年4月24日まで縦覧に供する。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 酒田市大字酒井新田字一番割1番7から
同 字與世田1番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月11日

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成15年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成15年4月11日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

平成 15 年 度 増 殖 数 量 指 示

増殖方法		移 殖 放 流										人工ふ化放流		産 卵 場 造 成 等										
漁 協 名	魚 種 名 免 許 番 号	あ	ゆ	うぐい (はや)	こ	い	ふ	な	うなぎ	かじか	さくらます (やまめ)		にじます	いわな	ひめます	やつめ うなぎ	わかさぎ	あ	ゆ	うぐい (はや)	かじか	やつめ うなぎ	そ の 他	
											稚魚 成魚	尾												尾
両 羽	内共第1号				300		50				稚魚 成魚	25,200 3,000										2		
県 南	内共第2号	300		30	5,300		120		30		成魚	1,500	成魚	3,300	稚魚 成魚	5,000 5,600	600				7	1		
西 置 賜	内共第3号	760			400		200		20		稚魚	25,000	稚魚	5,000	稚魚	25,000					6	8		
最 上 川 一	内共第4号	1,000		20	30		10		10	2.6	稚魚	35,000	稚魚	1,500	稚魚	40,000							1	こい1
	内共第5号				10		10																	
	内共第6号				10		10																	
	計	1,000		20	50		30		10	2.6	稚魚	35,000	稚魚	1,500	稚魚	40,000							1	こい1
最 上 川 二	内共第7号	2,500			3,000		700				稚魚 成魚	40,000 5,000	稚魚 成魚	40,000 10,000	稚魚 成魚	10,000 20,000		300			5	2	5	
	内共第8号				350		100																	
	内共第9号				100		100																	
	内共第10号																1,000							
	計	2,500			3,450		900				稚魚 成魚	40,000 5,000	稚魚 成魚	40,000 10,000	稚魚 成魚	10,000 20,000	1,000		300		5	2	5	
丹 生 川	内共第11号	1,100		0	100		20				稚魚	25,000	稚魚	3,000	稚魚	5,000					6	6		
小 国 川	内共第12号	4,000			70		40				稚魚	47,000	稚魚	2,000	稚魚	16,000					9	7	7	
	内共第13号				70		40		5															
	計	4,000			140		80		5		稚魚	47,000	稚魚	2,000	稚魚	16,000					9	7	7	
最 北 中 部	内共第14号	900			80		40				稚魚	49,000	稚魚	5,000	稚魚	47,000					2	2	2	
	内共第15号				20		10																	
	計	900			100		50				稚魚	49,000	稚魚	5,000	稚魚	47,000					2	2	2	
最 上	内共第16号	2,600			200		50		10		稚魚	50,000	稚魚	25,000	稚魚	25,000				4	11	2	2	いわな2
最上川第八	内共第17号	320			270		100				稚魚	26,000			稚魚	16,000		360			4	3		
赤 川	内共第18号	40			200		30				稚魚	4,500			稚魚	8,000					2		2	
	内共第19号	420			300		20				稚魚	19,500	成魚	500	稚魚	45,000				2	3	3		
	内共第20号																3,000							
	計	460			500		50				稚魚	24,000			稚魚	53,000	3,000				2	5	3	2
月 光 川 養	内共第21号	60			150		5				稚魚	18,000			稚魚	18,000				8	4	6	2	
日 向 荒 瀬	内共第22号	370			50		10			3.0	稚魚	5,000			稚魚	5,000				7	2	2	2	
山 戸	内共第23号	140									稚魚	5,000								3	5	5	5	いわな5
温 海 町 内 水 面	内共第24号	100									稚魚	3,400			稚魚	3,000				2	2	2	1	いわな1、やまめ2
	内共第25号	70									稚魚	3,400			稚魚	3,000				2	2	2	2	いわな1、にじます1
	内共第26号	70									稚魚	6,700			稚魚	3,000				3	2	3	1	いわな2、にじます1
	計	240									稚魚	13,500			稚魚	9,000				7	6	7	4	いわな4、やまめ2、にじます2
小 国 町	内共第27号	500			50				10		稚魚	10,000	稚魚	5,000	稚魚	60,000					6	6		
作 谷 沢	内共第28号																							ブラックバス駆除1
	内共第29号																							
	計																							
合 計		15,250	50	11,060		1,665		85	5.6	稚魚 成魚	397,700 9,500	稚魚 成魚	86,500 13,800	稚魚 成魚	334,000 25,600	5,000	2,360	900	31	80	60	32	いわな11、やまめ2、こい1、 にじます2、ブラックバス駆除1	

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第25号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月11日

山形県病院事業管理者 横山 紘一

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程(平成15年3月県病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表非紹介患者初診加算料の項中

山形県立中央病院及び山形県立日本海病院における初診に係るもの	を
山形県立新庄病院及び山形県立河北病院における初診に係るもの	
山形県立中央病院、山形県立日本海病院及び山形県立河北病院における初診に係るもの	に改める。
山形県立新庄病院における初診に係るもの	

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年4月11日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 申請のあった年月日
平成15年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称
特定非営利活動法人 国際交流支援会
- (2) 代表者の氏名
丹 良子
- (3) 主たる事務所の所在地
山形県新庄市大字泉田字泉田151番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、増加する外国人在住者に対し、日本語学習に関する事業と定住促進に関する事業を行い、いち早く社会活動に参加できるように支援し、また過疎化が進み結婚難に直面する男女青年に対し結婚に関する支援事業を行い、ともに地域活性化を図り、これらの事業を通し地域社会に寄与することを目的とする。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行
平成15. 1.24	第1409号	50	1

誤

「保健所名」を「市町村名」

正

「保健所名」を「市町村名」

同	4. 1	第1427号	396	18
---	------	--------	-----	----

誤

この規則は、公布の日から施行する。

正

この規則は、公布の日から施行する。

別表

農産物の種類	分析成分数
きゅうり、すいか、食用ぎく、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、おうとう、かき	1検体5成分以内

別記

様式第1号

県証紙

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

分析依頼書

下記について残留農薬分析をしてくださるよう依頼します。

記

- 1 分析品名
- 2 生産地
- 3 生産者
- 4 分析を必要とする事由

様式第2号

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県知事

印

分析成績書

提出され分析品の残留農薬分析の成績は、下記のとおりです。

記

1 分析品名

2 分析成績

同 4.4 号外(41) 11 8 37番1 37番地1

平成15年4月11日印刷
平成15年4月11日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056